

北九州市農業委員会
第20回東部部会会議（令和6年度3月部会会議）議事録

1 日 時 令和7年3月11日（火）午前10時00分～午前10時40分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 28名

農業委員 9名

川江秀孝	藤堂孝雄	各務浩	中谷陽子
柳野保博	古田俊策	中村治雄	澤水理佳
稲光進			

農地利用最適化推進委員 19名

増田強	矢野孔清	中村眞一	平尾長正
松根豊春	吉村晃一	坂井準二	有松政則
村田堯	平林秀美	酒井一生	古田仁重
瀬戸克哉	木村博美	大下治三	黒崎隆博
河内一弥	山本勇次	小田征二	

・欠席委員

農業委員 2名 清水正人 八木田経二

農地利用最適化推進委員 1名 村田紘

4 事務局出席者

藤石 事務局長 池永 次長 田上 係長 飛松 主査

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第105号	農地法第3条の3の規定による届出について	2件
報告第106号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第107号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	12件
報告第108号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について	4件
報告第109号	農地改良届について	2件

【議 案】

議案第50号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第51号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第52号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による決定について	37件

(2) 一般

議案第1号 地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見の決定について

部会長

ただ今より、令和6年度第20回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から、議案書は事前に各委員に送付しております。報告事項につきましては、事務局の読み上げは省略します。

それでは、議案の審議に先立ちまして、新規営農者1名の面接を行います。先般の部会で申し合わせましたとおり、面接の順として、今回から試行的に、初めに、地区担当委員の説明、次に、新規営農者の説明、それから、意見交換の順で進めます。

それでは、議案書11ページの「営農計画書」をお開きください。小倉南区大字道原地区担当の藤堂委員、説明をお願いします。

藤堂委員

年明けから新規営農者につきましては、皆さんに色々と議論なりご意見をいただいております。先だって私の近くでこの申請がありまして、5年くらい前に道原の空家を取得して、柱と瓦以外は全部リフォームして、今立派になっています。譲受人は会社経営ということで自分と従業員、大きな重機なりを持っていて頑張っております。先代は兼業農家でお米を作っておったんですが、今は農業経験はありません。ちょうど1年前に新規に入った家の隣の人が70歳ちょっとで突然死で農業できないということで、住まいから前の農地を取得したいと相談がありまして、かなりの覚悟がないと出来んぞという指導をしております。譲受人の身内がレストランを経営しておりますので、色んな需要があり、季節野菜に取り組んで作るような勉強をしているようです。私も専業農家で野菜作りの知識がありますので、色んな意味で応援して地元の荒廃農地がなくなるように、そういう農家なってもらいたいということで応援したいと思います。ご審議よろしく申し上げます。

部会長

同じく大字道原地区担当の河内委員、説明をお願いします。

河内委員

譲受人の住居と今回の取得する農地は非常に近くの田んぼです。そして、今回の譲渡人につきましては先ほど説明がありましたように、昨年、こちらの兄の方が急に亡くなりました。それで、今回譲渡人の弟の方に相続で渡ったということですが、その弟につきましては、農業する意思もないというようなところから、果たしてここに5反近くの田んぼがありますが、ここをどうして管理していくのだろうというふうには私も思っておりましたら、今年になりまして、譲受人の方から、ここを取得したいというような形で新規営農の申請が出たというところでもあります。

ですから、譲渡人が取得する土地につきましては、田んぼだけではなくて、家屋敷それから農業倉庫もすべて買い取りたいというようなことがありまして、農地にあたりまして、農業倉庫、これは鉄骨の二階建てだと思っておりますが、立派な倉庫も備えておりますので、今後農業していく上で問題ないような形でありますし、この5反もですね、本来でありますところは深くなっておりますが、現状、10数年前の水害で、かなり土砂が流れ込んで、なかなか水田もちょっと小さくなっておりまして、水の便も非常に悪いというようなところから、営農計画を見ましても畑、それから果

樹というようなところでありますので、私といたしましては、今後、保全管理も含めて、ちゃんと管理をしていっていただきたいというふうに思っておりますので、前向きにですね、皆さま方もご審議よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

部会長

ありがとうございました。それでは、新規営農者の方、説明をお願いします。

(新規営農者の説明)

どうもありがとうございました。それでは、ご意見やご助言等がありましたらお願いします。ご意見等がないようでしたら、面接を終了します。

(新規営農者は退室)

それでは、議案の審議に入ります。議案事項につきましても、報告事項と同様に、事務局による読み上げは省略します。

議案書の9ページをお開きください。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」、審議を行います。

それでは、第1項、小倉南区葛原地区担当の各務委員、報告をお願いします。

各務委員

議案第50号第1項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が規模拡大するもので、葛原の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第2項、小倉南区大字道原地区担当の藤堂委員、報告をお願いします。

藤堂委員

議案第50号第2項について、譲渡人が農業廃止、譲受人が新規営農するもので、大字道原の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第3項、小倉南区下石田地区担当の瀬戸委員、報告をお願いします。

瀬戸委員

議案第50号第3項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、下石田の申請地において、季節野菜栽培を行う計画です。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、報告いたします。

部会長

次に、第4項、小倉南区長行西地区担当の私、中村から、報告します。

議案第 50 号第 4 項について、譲渡人から譲受人に贈与するもので、長行西の申請地において、野菜と蕎麦の栽培を行う計画です。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

現地は、地目は畑となっておりますが、もう私が現地に行ったときは、3分の1程度は孟宗竹が入り込んでおるような状態で、この譲受人の方がですね、一生懸命竹を切って片付けて、そのあとに植えるということだそうで、全く問題がないと思われます。以上、報告いたします。

部会長

ただ今の説明等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 50 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の 12 ページをお開きください。議案第 51 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、審議を行います。今月担当の第 2 東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第 51 号について、第 2 東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

まず、第 1 項と第 2 項について、2 つの申請地は隣接しており、いずれも、第 1 種及び第 3 種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第 2 種農地です。

第 1 項は、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、第 2 項は、無蓋資材置場として、農地を転用するものです。いずれも、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

次に、第 3 項について、申請地は住宅や施設等が連たんした宅地化の状況にある市街化区域に近接する農地の区域で、その規模がおおむね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地です。曾根地区の旧空港の周辺においては、産業振興型の地域計画での都市計画が進められており、物流施設や工場などの用途が可能になるということから不動産業者が大型物流倉庫の設置を目的として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

最後に、第 4 項について、申請地は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設があることから、第 3 種農地です。

内装工事業者が無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 51 号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の 22 ページをお開きください。議案第 52 号、「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による決定について」は、実質的には、従来の利用権の設定と同様ですが、法律改正により、必ず機構を経由することとなり、出し手が機構に貸し渡して、それから、機構より受け手が借り受ける流れとなります。何かご異議、ご質問等はございませんか。

坂井委員

根本的な質問をさせていただきますが、従来の、言ってみれば農業者同士の相対の利用権の設定から農地中間管理機構を間に介在させた。

この場合、いわゆる出し手と借り手が間に中間管理機構が入ることによって、メリットは何で、デメリットは何で、農地中間管理機構はこれにこういう役割を果たすことによって、何かメリットはあるのかどうかという、そこら辺は総論になると思うんですけど、そこら辺をちょっと簡単に教えていただけますか。

事務局

まず、メリットということですが、そもそもの目的が農地の集積を進めるということですので、必ず中間管理機構を通すことによって、農地の集積化が推進されるというところでございます。

そうすると農業者の方の直接的なメリットはということになりますと、そのところはどうかと正直でございます。

デメリットとしては、必ず機構を通すということになってございますので、やや手続きが煩雑になったというところでございます。

各務委員

自分もこれやりましたけれど、一番の問題は、今でもやっている人間、受ける人間の問題と考えられるのは、お金という形になると、全部機構が払っていただくんですけど、提出書類が増える。いわゆる自分の事をさらけ出さなきゃいけないというのは、向こうの方にも貸し手と借り手の間で上手くいかないというのが一番の問題で、物納であれば特に今までとおりだと思います。

部会長

他に何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 52 号は、原案どおり決定といたします。

以上をもちまして農地法関係の議案審議は終わりました。続きまして一般議案の審議に移ります。別冊の議案書をご覧ください。

議案第 1 号、「地域計画策定に向けた各地区の現状・課題等に関する意見の決定について」事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは事務局より説明いたします。本件は、この度、北九州市が地域計画を策定するにあたりまして、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項に基づき、意見を求め

られたものでございます。農業委員会といたしましては、この計画が適当か否かについて意見を決定し、回答いたします。

それでは、計画策定の経緯並びに計画の内容について、東部農政事務所の担当者よりご説明いたします。

東部農政事務所

東部農政事務所の中野と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書別綴しの縦長の分でございますが、これを2枚めくっていただきまして、地域計画の作成について説明をさせていただきます。

今回ですね、小倉南区で6箇所地域計画というものを作成いたしまして、今回、皆さま方にご意見をお諮りしているという状況です。

まず1番目に、地域計画についてということでご説明します。

地域計画は、それぞれ地域で農業を将来に向けて継続させていくため、地域で話し合いを行い、農地を利用しやすい状態で次世代へ引き継いでいく。そういったことを目的としております。

そのため、地域の話し合いでは、地域が抱える課題を認識した上で、担い手をどう確保、育成していくのか。そうした担い手にどのように農地を集積していくのかといった方策ですね、そういった取り組みを10年後の将来を見据えて、話し合っています。

2番目で、この地域計画作成に至った経緯についてご説明いたします。

今回、地域計画を作成した6地区は、中山間地域等直接支払交付金を活用しまして、農地の利用保全に努めております。

この対策が、令和7年度から新たな対策に切り替わるということになっております。その際に、対策の要件として、地域計画を作っていることというのが要件として新たに加わりました。

そのため、今後とも、中山間地域の交付金を活用した取り組みを行っていくためには、地域計画を作ることが必須となったという背景がございます。

そこで、中山間地域の取り組みを行っている6地区に対して、地域計画を作って、さらに、来年度以降の中山間地域の取り組みを行うかどうかという確認をいたしまして、地域計画を作ろうじゃないかということになりましたので、地域計画を作成しております。

3番目で作成区域でございます。

ここで麻生、原、三岳、井手浦、山田、向方、この地区で地域計画を作成することにいたしました。

地域での話し合いの経過です。11月から1月にかけて、これら6地区でそれぞれ2回話し合いの場を持ちました。11月、12月にかけて、1回目の話し合いを行った際には、中山間事業の取り組みに参加している農家さんに集まっていただきまして、地域計画を作るかどうかの確認をいたしました。

そして、地域計画の中身となります、地域の現状と課題、10年後の目標とする地域の農業の姿、その目標に向けた取り組みについて、ご意見をいろいろ出していただきます。

それとともに、この内容について、アンケートという形でお配りして、皆さんから多くの意見を書いて返していただいているという状態です。こういった意見、アンケ

一トの結果を踏まえまして、私どもの方で地域計画の案を作成しております。

そして、1月に各地区で2回目の話し合いを行いまして、この地域計画の案について皆さん確認をいただいて、それでは、この地域計画でやっていこうというような合意を経た次第です。

地域計画の内容については、この後ちょっと概要説明させていただきますが、今後は今回の農業委員会、農協、それから農地中間管理機構の方から、ぜひ計画案が適正かどうか、ご意見をいただきまして、そのあと市の方で計画案の公告縦覧といったような作業を行って、今月末には、地域計画として確定させたいというふうに考えております。

それでは、ページを1枚めくっていただきまして、これ以降、各地区の地域計画の案を付けております。6地区ありますので、一番最初についている麻生地区を例に概略ご説明させていただきます。

ページをめくっていただくと、麻生地区の地域計画として1枚目、上の方、上の2段目ですね、地域の状況ということで、麻生地区で地域計画を作る区域。中山間事業の取り組みをしていただいております地域は、12.61ヘクタールエリアがあります。そのうち、4番では、規模縮小とかもうやめているかもしれないという方が5.2ヘクタール。今後とも続けていこうよという方が、7.41ヘクタールあります。

中ほどから下のところですね、農業の現状と課題といったところを書いております。中山間地域ということでもちょっと条件不利地でもありますので、各地区とも共通というか、同じような内容のこともありますので、説明させていただきます。

現状の課題としては、後継者がいないとか高齢化で、担い手の育成確保が本当必要だということ。それから、耕作放棄地の増加が懸念されるので、品目の見直しや栽培方法の効率化を考えていく必要がある。

それから、麻生地区については、それにプラスして、猪の被害が深刻なので、これに対する対策っていうのを考えていかなきゃいけないっていうようなことで、現状と課題を書いております。

その次に、地域の将来の在り方、目標ですね。これを書いておりますが、将来としては、当面は辞めていく人からの農地を継続していく人に集めていこうというようなことを書いております。

それから、将来的には担い手が不足しているので、地域外からの規模拡大しようとする方とか、新規就農者、そういったものも取り込んでいこうというようなことを目標として掲げております。

その他、井手浦地区では、お米のブランド化とか高付加価値化を考えていこうというようなことも書いております。合馬の原地区や道原の向方地区では、果樹等の新たな品目も考えていこうと書いております。

そして、その一番下のところですね。農用地の効率的かつ総合的な利用について、これは認定農業者とか担い手にどんどん集めていくというのを基本としつつ、当面は、地域内で農業を続けていくという方に、農地を集めていこうというようなことを書いております。

ページをめくっていただきまして、目標を達成するための必要な措置ですが、集落内で、後継者がいれば集約化を目指し、さらに地域外からの担い手を確保していく。それから集落外の規模拡大を必要とする農家や新規就農者、こういった方々を地域

の農地の集積を検討していくというような取り組みを考えているということで、方策として挙げております。

次のページです。

地域内の農業を担う者一覧ということで、挙げております。これは農業を担う者ということで、この場ではお名前を伏せて、1番から29番まで番号で載っておりますが、それが地域の方々の農業経営の状況ですね。現状、田んぼを2反から1町ぐらい皆さんで作ってらっしゃる、そういった現状です。

そして、10年後の目標というか10年後の姿ということで、右の欄の方にありますけども、ちょっと、所々歯抜けになったような形になっておりますが、10年後の農業を継続していくと、アンケートを通じて、まだ当面続けていくという方々を10年後のところでは挙げております。

そして、この10年後の姿を、地図に落としたのが、2枚めくっていただき、地図をつけておりますが、航空写真の中で色を塗っている田んぼというのが、10年後、引き続き作っていかうというふうになります。10年先になるとちょっとわからないとか、辞めているかもしれないという方々の田んぼが白地になっております。

地域計画を今回作りましたけども、各地区とも、10年後もやっていくよという方のところを塗っております。各地区とも白いところはかなりあります。この白い地区というのは、地域計画を作ったら終わりじゃなくて、今後、農地をどうやって埋めていくかというようなことは、引き続き話し合っていくという形になります。

今時点での、皆さん方の意見をもとに現状と課題を整理した上で、10年後の状況ということで描いたものが、この地域計画になります。

この地域計画、6地区で作っております。今後この計画ということで確定させて、引き続き中山間地の取り組みを通じて、地域の農地を耕作、管理していくということになるかと思えます。ご審議よろしく願いいたします。

部会長

ただいまの説明に関して何かご意見、ご質問はございませんか。

古田仁重委員

地域計画の航空写真ですね。この白抜きしているところが、耕作するということですか。

東部農政事務所

航空写真の色を塗っているところが10年後も作っていかうという意向のある田んぼです。白抜きは、ちょっと10年先わからない、辞めるかもしれない。なので、今後引き続き話し合っただけ埋めていきたいと思います。現時点の10年後の姿としては、作らないところがだいたい出てくるという見通しになっています。

古田仁重委員

白のところは、10年後は分からないということですね。その他のところは残ると。

東部農政事務所

作っていかうという意向です。ですので、なるべく将来に向かって話し合いをして、白地を埋めていくというのは、今後の取り組みになってきます。

澤水委員

地域における農業の将来の在り方ということで、地域外からも認定農業者、新規

就農者を受け入れると書いているんですけども、新規就農者はともかく、認定農業者に今すでになっている方っていうと、ある程度の経営基盤があって認定を受けているっていう方だと思うので、そういう方って実際に地域外から来るのが難しいんじゃないかなと思います。

私が曾根の方の人間なんですが、遠くまで実際に行くことになると、じゃあ機械はどうするのかという問題があるので、そこをクリアする、例えば機械のシェアが、何か行政的なもので、サービスじゃないんですけど、そういうふうな支援がないと、実際に自分の地域よりも遠くについてというのは難しいんじゃないかなと思います。

東部農政事務所

おっしゃる通り認定農業者の方が、今それぞれ経営基盤があって、中山間の地域まで出ていくっていうのは現実的じゃないというご意見だと思います。

そういった現状は、受けとめさせていただきまして、やっぱり農業の担い手ということで、国の方も示していますが、認定農業者だとか地域の人、多様な担い手ということでいろいろ挙げております。第一には認定農業者というのが位置付けられていますので、この計画の中ではそういう書き方をさせていただいております。

現状に応じて、新規の方がいらっしゃるかどうか、受託組織ができましたよとか、そういったことではやっていきたいと思っております。

河内委員

この計画を作るにあたっては、おそらく大変だと思うんですよ。特にこういった中山間地域っていうのは、やはりどこの項目を見てもね、イノシシとか獣害被害、それから今後どうしていくかという保全管理、果樹の問題とか書いていますし、おそらく補助金を取るための手段で、こういったふうに計画を立てているのだと想定を私はしています。

ただ、一番問題なのは、何で今後こういった地域が疲弊するのかと言いますと、やっぱり後継者問題が一番。二番がイノシシとシカですね。これの対策をせんと生産意欲がなくなる。

私の地域でも去年、もう全滅ですね。イノシシが入ってきて、踏みたくって稲が発酵してしまう。そういうふうな状況の中で、水田を今後増やしていくかというのは非常に難しいような状況です。だから、向方地域というところがありますが、面積がめちゃくちゃ減っていますよね。ここは非常に問題がある。水の問題、それからイノシシ、今猟友会のメンバーの方が罠をかけてかなり減っていますが、ここに平林委員がおられますが、おそらく100頭は捕っておるんじゃないですか。そのぐらいの規模でイノシシがどんどん増えていく中で、市の方としてはですね、この獣害対策を、補助金なりを少しでも取っていただいて、イノシシまずその親を捕って、減らすこと。それから、農地に入らないような対策、こういったことをですね、ぜひ計画の中にも本当は入れていただきたい。予算をですね。そういうふうに私はこの計画を見て思いましたので、よろしく願います。

部会長

ありがとうございます。意見もたくさんあろうかと思えます。

ご異議がないようでしたら、この議案第1号につきましては、計画は適当であると北九州市に回答します。また、意見があったこともあわせて付け加えて、北九州市に回答したいと思います。

以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、15 番平尾委員と16 番松根委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございせんか。ほかになければ、これで令和6年度第20回東部部会会議を閉会します。